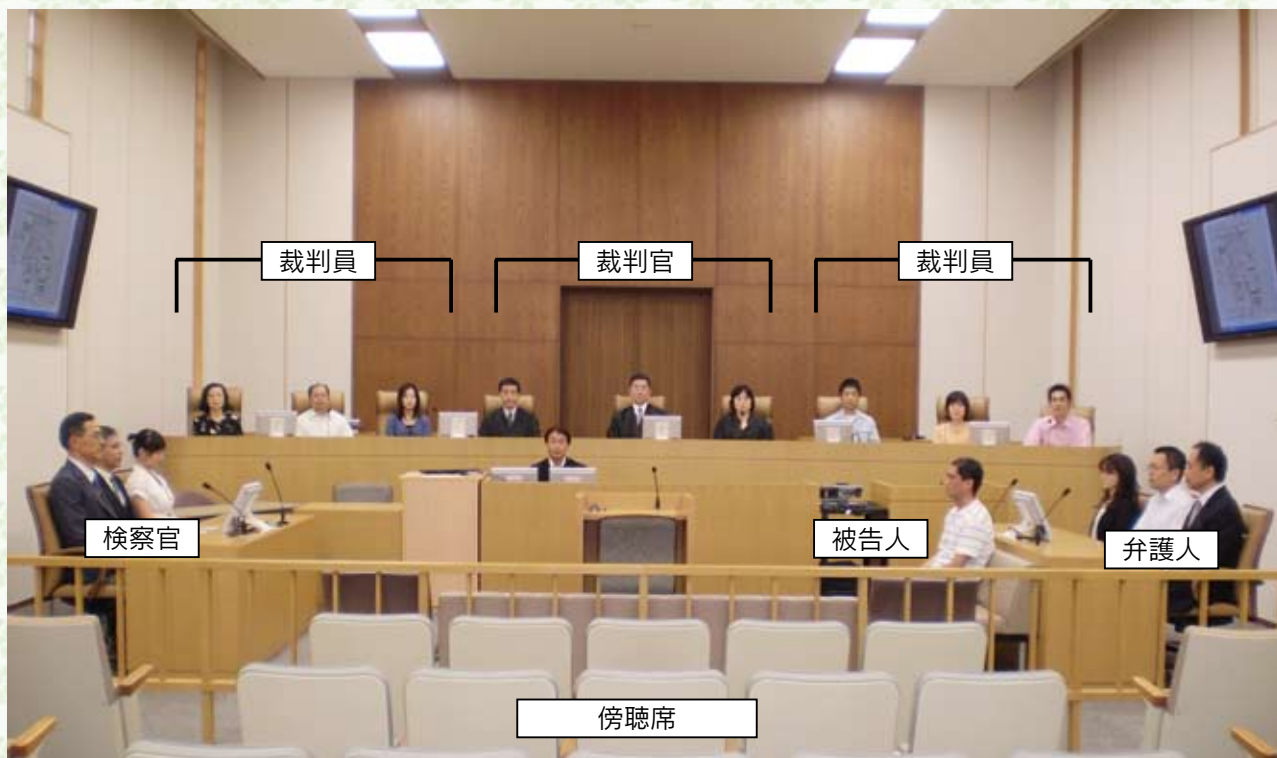


裁判員裁判

裁判員裁判イメージ写真（福岡地方裁判所 301 号法廷にて）



裁判員裁判では、どんな事件を扱うのですか？

裁判員裁判で対象となる事件の代表的なものとして、次のような重大な犯罪が該当します。

- 殺人
- 傷害致死（一人に怪我をさせ、その結果、死亡させた場合。）
- 強盗致傷（強盗が人にけがをさせたり、死亡させた場合。）
- 危険運転致死（ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合。）
- 現住建造物等放火（人の住む家に放火した場合。）
- 保護責任者遺棄致死（子どもに食事を与えず、放置して、死亡させた場合。） など

裁判員になったら、法廷では何をしますか？

裁判員は、裁判官と一緒に審理（公判）に出席し、証拠として提出された凶器などの物や書類を取り調べたり、証人や被告人に対する質問などをします。また、検察官や弁護人の主張を聴く弁論手続も行われます。

その上で法廷とは別室の評議室において他の5人の裁判員や3人の裁判官と評議を行います。評議では、裁判官と対等の立場で議論をし、お互いに自分の意見を述べるとともに、お互いの意見をよく聞いて、議論を尽くして、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを決めます。そして再び法廷で、評議の結果に基づいて裁判長が行う判決宣告に立ち会い、裁判員の仕事は終了です。

裁判員に選ばれたことを人に話してもいいのですか？

自分が裁判員でいる間は、裁判員であることを公にすることは禁止されています。例えば、インターネットで自分が裁判員であることを公表するようなことをしてはいけません。これは、裁判員への接触や働きかけを防ぎ、裁判員自身の平穏を保護するとともに、裁判員裁判の公正さを確保するためです。ただし、日常生活の中で、家族や職場の上司などに報告するのは差し支えありません。裁判員でなくなった後に、自分で公にすることは禁止されていません。